

事務連絡
令和4年6月20日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕衛生主管部（局） 御中
〔特別区〕

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局地域医療計画課

効果的かつ負担の少ない医療現場における感染対策について

新型コロナウイルス感染症対策については、日々御尽力及び御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

医療機関における院内感染対策については、「医療機関における院内感染対策のための自主点検等について」（令和2年7月31日付け事務連絡）等においてお示ししてきたところです。

今般、医療機関における感染対策について、専門家から新型コロナウイルス感染症の感染リスクや感染対策に関する知見が蓄積される中で、効果的かつ負担の少ない感染対策の考え方と、その実施にむけた対策の一例（※1）が提言されたことを踏まえて、改めて、各医療機関における具体的な感染対策の手法について下記のとおり周知いたします。

貴職におかれましては、貴管内の医療機関等や地域の医師会等の関係者に周知いただきますようお願いいたします。

記

- 今回提言された感染対策の考え方と対策の一例（※1）は、日本環境感染学会『医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第4版』（※2）に沿った、効果的かつ負担の少ない院内感染対策の一例であり、医療機関においては、現場の実情に応じて、本対策例も参考にして、感染対策を実施されたいこと。
- 外来で新型コロナウイルス感染症疑い患者を診療する場合は、本対策例において、「インフルエンザ流行時に準じた対応（空間的/時間的隔離、換気、マスク、優先診察などによる対応）」が可能であると示されており、具体的な

手法については、『医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第4版』（※2）等を必要に応じて参照すること。【周知】

- 病棟で新型コロナウイルス感染症の入院患者を診療する場合は、本対策例において、「病棟全体のゾーニング（専用病棟）を行わなくても COVID-19 患者を受け入れることができる。」と示されており、病棟内の一部の区画において新型コロナウイルス感染症患者を隔離する場合のゾーニングや個人防護具の着脱の手法としては、
 - 『医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第4版』において、
 - ・「病室などの患者が滞在する区域をレッド、清潔区域をグリーンとして区分します（さらに施設によっては PPE を脱ぐ区域をイエローゾーンとして設ける場合もあると思います）。」（7頁）
 - ・「施設内に陰圧空調を備えた病室が設置されている場合には、エアロゾル発生手技が高頻度を実施される患者を優先的に収容することが勧められます。他方、陰圧空調設備を有しない施設では、エアロゾル発生手技の実施前後に病室内の換気を行うなどの対応が勧められます。」（7頁）と示されているほか、
 - 「新型コロナウイルス感染症に対する院内および施設内感染対策の確立にむけた研究（令和2年度厚生労働科学特別研究事業）」において『医療機関における新型コロナウイルスにおけるゾーニングの考え方』（※3）が取りまとめられている中で、「医療施設の基本的なゾーニング」として、新型コロナウイルス感染症の入院患者を、病棟の一部で病室毎のゾーニングを行うことにより管理する例が示されており、必要に応じて参照すること。【周知】
- 「オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底を踏まえた取組状況及び更なる体制強化について」（令和4年4月28日付け事務連絡）において、かかりつけ患者や入院患者がコロナに感染した場合にも、引き続き、かかりつけの医療機関、当該入院患者が入院している医療機関で受診できることが望ましいと考えられることから、地域の医療機関で感染管理措置を講じる体制の構築をお願いしているところ、上記の感染対策例も参考にいただき、積極的にその体制構築を図られたいこと。【再周知】
- 重点医療機関の施設要件については、「「新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関について」の改正について」（令和4年4月1日付け事務連絡）において示しているとおり、当該要件の一つとして、「病棟単位で新型コロナウイルス感染症患者あるいは疑い患者専用の病床確保を行っていること」を掲げており、この「病棟」の単位は、看護体制の1単位をもって取り扱うものであるから、必ずしも構造上の病棟単位で専用の病床確保を行うことを要件とするものではないこと。【再周知】

- 「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関するQ&A（第2版）」（令和4年5月18日付け事務連絡）において示しているとおり、各医療機関において確保した即応病床等について、病床確保料の支給対象期間は、即応病床又は休止病床に患者を受け入れていない期間（＝当該病床に診療報酬が支払われていない期間）であることに留意しつつ、新型コロナウイルス感染症であることが確定した患者以外の患者を受け入れることも可能であること。【再周知】

- ※1 第87回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和4年6月8日） 舘田先生提出資料（資料3－8）『“効果的かつ負担の少ない”医療・介護場面における感染対策』より抜粋（別添）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000948595.pdf>
- ※2 日本環境感染学会『医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第4版』（令和3年11月22日）
http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19_taioguide4.pdf
- ※3 令和2年度厚生労働科学特別研究事業「新型コロナウイルス感染症に対する院内および施設内感染対策の確立にむけた研究」（研究代表者：賀来満夫）『医療機関における新型コロナウイルスにおけるゾーニングの考え方』（令和3年7月28日） http://www.tohoku-icnet.ac/covid-19/mhlw-wg/images/division/medical_institution/d01_pdf03.pdf